

# 介護扶助制度について

1

## 【対象者】

内容	
①65歳以上の被保護者	第1号被保険者
②40歳以上65歳未満の者で医療保険加入者であって、特定疾病により要介護、要支援の状態にある被保護者	第2号被保険者
③40歳以上65歳未満の者で医療保険未加入により介護保険の被保険者とならない者であって、特定疾病により要介護、要支援の状態にある被保護者	被保険者以外

2

## ※特定疾病について

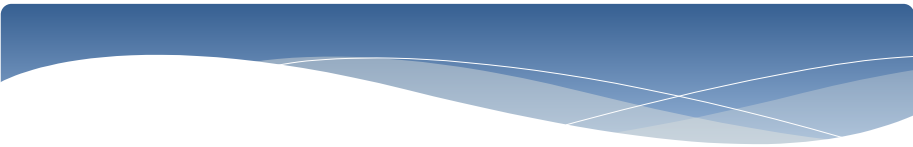
- ①がん(医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。)
- ②関節リウマチ
- ③筋萎縮性側索硬化症
- ④後縦靭帯骨化症
- ⑤骨折を伴う骨粗鬆症
- ⑥初老期における認知症(法第5条の2に規定する認知症をいう。)
- ⑦進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
- ⑧脊髄小脳変性症
- ⑨脊柱管狭窄症
- ⑩早老症
- ⑪多系統萎縮症
- ⑫糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- ⑬脳血管疾患
- ⑭閉塞性動脈硬化症
- ⑮慢性閉塞性肺疾患
- ⑯両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

## 【報酬】

指定介護機関の介護の方針及び介護の報酬は、介護保険の介護の方針及び介護の報酬の例による。

## 【費用負担】

- ①第1号被保険者(65歳以上)  
⇒ 介護保険 : 介護扶助 = 9 : 1
- ②第2号被保険者(40歳～65歳未満の医療保険加入者)  
⇒ 介護保険 : 介護扶助 = 9 : 1
- ③被保険者以外の者(40歳から65歳未満の医療保険未加入者)  
⇒ 介護扶助10割



### 【介護保険料(生活扶助)】

- ・年金(遺族年金等を除く)から特別徴収される場合は、収入から控除する。
- ・上記以外のものは、生活扶助に介護保険料相当額を加算する。

5



## 福祉事務所の業務について

6

## 【介護扶助担当者の業務】

- ①介護券の発行事務
- ②介護給付費公費受給者別一覧表と介護券交付処理簿との照合
- ③地区担当員と連携し、被保険者以外の者に係る介護扶助適用に関する自立支援給付該当可能性確認台帳への記載及び管理
- ④被保険者である被保護者及び救護施設入所者に関する市町村への連絡事務(別表1、2)
- ⑤被保険者以外の介護扶助受給者に関する国保連への連絡事務(別表3)
- ⑥介護機関の指定に係る事務

7

## 介護券の発行等(介護予防・生活支援サービス事業)について

### 第2 サービスの類型

○ 要支援者等の多様な生活支援のニーズに対して、総合事業で多様なサービスを提供していくため、市町村は、サービスを類型化し、それに併せた基準や単価等を定めることが必要。そこで、地域における好事例を踏まえ、以下のとおり、多様化するサービスの典型的な例を参考として示す(別紙参照)。(P20～)

①訪問型サービス (P21～) ※市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

○ 訪問型サービスは、現行の訪問介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。  
○ 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職が短期集中で行うサービス、移動支援を想定。

基準	多様なサービス				
サービス種別	①訪問介護	②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③訪問型サービスB (住民主体による支援)	④訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	⑤訪問型サービスD (移動支援)
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助等	住民主体の自主活動として行う生活援助等	保健師等による居宅での相談指導等	移送前後の生活支援
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース ○以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース (例) ・認知機能の低下により日常生活に支障がある ・症状・行動を伴う者 ・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者 等 ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していただくことが重要。	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進		・体力の改善に向けた支援が必要なケース ・ADL・IADLの改善に向けた支援が必要なケース ※3～6ヶ月の短期間で行う	訪問型サービスBに準じる
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託	
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準	
サービス提供者(例)	訪問介護員(訪問介護事業者)	主に雇用労働者	ボランティア主体	保健・医療の専門職(市町村)	

○事業者指定分は、介護券を発行。

○委託・補助(助成)・市町村による直接実施分は、領収書等に基づき、福祉事務所が被保護者に対して給付(代理納付が望ましい)。介護機関の指定は行わない。\*保護手帳2016 P596、P603

※一般介護予防事業(要支援認定不要)は、介護扶助の対象外。

## 公費受給者別一覧表について

### 第1 介護券発行簿との照合

- ① 受給者番号
- ② 事業所、サービス種類
- ③ 本人支払額がある者については、「公費分本人負担額」に記載されているか

9

### 第2 生活保護受給者としての取り扱いがなされているか(被保険者のみ)

#### **確認事項①**

- 食事費用額  
300円×日数で算定されているか。

超えるものについては、食費の減額が認定されているか保険者(市町村)に確認。

- ⇒ 認定済み  
施設に減額認定済みである旨連絡し、請求を取り下げ、再度適切な請求を行うよう依頼
- ⇒ 未認定  
未申請の場合は本人に申請を指導

10

## 確認事項②

○公費分本人負担額  
上限は15,000円。

それ以上本人負担額がある者については、15,000円を超える分を特定入所者介護サービス費(食費)から差し引いてあるか。

注:食費に充当できるのは施設入所の場合。在宅の場合は、負担の上限が15,000円と介護保険法で決まっているため、充当できない。

11

## 他法他施策との関係について

### (1) 介護保険の被保険者

《原則》

介護保険給付及び介護扶助優先

※ただし、介護保険制度における居宅介護サービスのうち、(介護予防)訪問看護、(介護予防)訪問リハビリテーション、(介護予防)通所リハビリテーション(いずれも医療機関により行われるものに限る)に係る自己負担相当額について、自立支援医療(更生医療)の給付を受けることができる場合は、自立支援医療(更生医療)が介護扶助に優先して給付される。

12



(2) 40歳以上65歳未満の介護扶助10割適用者

《原則》

障害者総合支援法等優先


○「自立支援給付該当可能性確認台帳」の整備を行うこと。

※例外

①障がい者施策の不足分を補う場合。

②障がい者施策では提供されないサービス内容の場合。

13



市町村・国保連への連絡事務について

○被保険者である被保護者に係る連絡事務(別表1)

※提供が遅れると、介護保険料の設定や高額サービス費上限額の適用に影響あり

○救護施設(介護保険適用除外施設)入所者に係る連絡事務(別表2)

※提供が遅れると、誤って年金から介護保険料が天引きされてしまう恐れあり  
※退所後に速やかに介護保険の給付が受けられなくなる恐れあり

○被保険者以外の被保護者に係る連絡事務(別表3)

※提供が遅れると、国保連から事業者への介護報酬の支払いが出来なくなる

14

## 介護機関の指定について

### 【届出が必要な場合】

- ①指定申請 平成26年6月30日以前に開設した介護機関で、生活保護受給者に介護サービスを提供する場合
- ②変更届出 開設者名、事業所名称、事業所所在地等が変更になった場合
- ③廃止・休止届出 業務の一部又は全部を廃止・休止する場合
- ④再開届出 休止の届出を提出していたが、業務を再開する場合
- ⑤辞退届出 指定を受けていたが、指定を辞退する場合
- ⑥処分届出 他法による処分を受けた場合

### 【留意事項】

- ① <みなし指定>  
平成26年7月1日以降に介護保険の指定又は開設許可を受けた場合  
→ 生活保護法の指定を受けたとみなされる  
(ただし、申出書の提出によって指定を不要とすることができる)  
  
不要な届出: 新規指定申請、廃止(介護保険担当部局から連絡あり)  
必要な届出: 変更、休止、再開、辞退、処分
- ② 平成26年6月30日以前に介護保険の指定又は開設許可を受けた場合  
→ 生活保護法の指定を受けるためには、指定申請書等の提出が必要



### ③ <新しい総合事業のみなし指定>

- ・ 平成27年3月31日以前に、介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防支援の介護保険の指定を受けた事業所
- ・ 平成27年4月1日以降に、訪問型サービス、通所型サービス、介護予防ケアマネジメントの介護保険の指定を受けた事業所

→ 生活保護法の指定を受けたとみなされる

(ただし、申出書の提出によって指定を不要とすることができる)

### ④ 介護機関の指定は医療機関の指定と違い、更新制度はなし。

17

### 【申請書の内容確認】


#### ○ 申請の要否

開設者が同一法人等であっても、事業所名や介護保険事業者番号が異なる事業所については、別途申請が必要。サービスを追加する場合も必要。

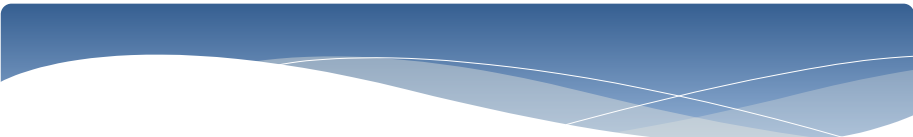
#### ○ 申請の種類

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定に基づく指定の申請をしない場合は、指定申請書の該当部分を二重線で消すこと。

18

- 
- 事業所の名称  
指定を受けようとする「施設」又は「事業所」の名称を記載すること(法人名ではない。)。また、略称等を用いることなく、介護保険法にて開設許可若しくは指定を受けている正式な名称を用いて記載すること。
  - 事業所の所在地  
指定を受けようとする「施設」又は「事業所」の所在地を記入すること。正式な住所で記載すること。
  - 連絡先電話番号  
名称、所在地と同様。

19

- 
- 事業の種類  
今回指定を受けようとする事業の種類を全て記入すること。事業の漏れがないように注意。
  - 介護保険法上の指定状況  
「介護保険事業者番号」「指定等年月日」は、それぞれ10桁の番号、日付を正確に記入すること。
  - 入居に係る利用料(家賃)  
(介護予防)認知症対応型共同生活介護、(介護予防)特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護の場合、記載が必要。住宅扶助基準以内であるか。

20

○申請年月日

申請年月日以前に、被保護者にサービス提供を行っていないか。

○申請者

申請者が法人の場合は、法人名とともにその代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載し、代表者印を押印すること（法人登記をしている代表者、所在地及び代表者印であること。）。

○ 受付印

申請書を受理したときは、福祉事務所の受付印（日付入り）を押印すること。

※指定年月日は、原則、受付印の日付からとなる。

21

○ 添付書類

事業者に対して、介護保険法による指定通知書の写しの提出を御指導願います。（この通知書と申請書の情報を照らし合わせると記載内容の正確性があがります。）

○ 変更、廃止届出等

指定番号、名称等、指定申請と同様の注意が必要。

22